## 守谷市営住宅管理条例の一部を改正する条例

守谷市営住宅管理条例（平成 9 年守谷町条例第 15 号）の一部を次のように改正 する。

第 7 条第 3 項中「第 21 条」を「第 30 条」に改める。
第 9 条第 1 項中「選考を行い，入居予定者を決定」を「住宅に困窮する実情を調査の上選考を行い，住宅に困窮する度合いの著しく高い者を入居予定者として決定 するものと」に改め，同条第2項中「前項各号に規定する者について住宅に困窮す る実情を調査し，住宅に困窮する度合いの高い者を選考し，」を「前項の場合におい て，住宅に困窮する度合いを判定し難いときは，公開」に改める。

附 則
この条例は，公布の日から施行する。

平成25年 6月11日 提 出

守谷市長 会 田 真－

平成 年 月 日 原案 決

| 議 案 | 頁 数 |
| :---: | :---: |
| 35 | 1 |

提案の理由を申し上げます。
本案は，市営住宅の入居者の選考において，住宅に困笨する度合いの著しく高 い者を優先的に入居予定者として決定するために所要の改正を行らほか，福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことにより，同法の引用条項を改正するも のです。

よろしく御審議の上，御決議のほどお願いいたします。

守谷市営住宅管理条例新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
| :---: | :---: |
| （入居者資格の特例） <br> 第7条（略） <br> 2 （略） <br> 3 被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14号）第2 1 条，東日本大震災復興特別区域法（平成 2 3 年法律第122号）第20条及び福島復興再生特別措置法（平成 2 4 年法律第 2 5号）第30条の規定に より法第23条各号に掲げる条件を具備するとみな される者は，前条第1項に掲げる条件を具備する者と みなす。 <br> （入居者の選考） <br> 第9条 市長は，入居の申込みをした者の数が入居させ るべき市営住宅の戸数を超える場合においては，次の各号のいずれかに該当する者について住宅に困窮す る実情を調査の上選考を行い，住宅に困窮する度合い の著しく高い者を入居予定者として決定するものと する。 <br> （1）から <br> （6）まで <br> （略） <br> 2 市長は，前項の場合において，住宅に困窮する度合 いを判定し難いときは，公開抽選により入居予定者を決定するものとする。 | （入居者資格の特例） <br> 第7条（略） <br> 2 （略） <br> 3 被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第2 1 条，東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第122号）第20条及び福島復興再生特別措置法（平成 2 4 年法律第 2 5 号）第 2 1 条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者は，前条第 1 項に掲げる条件を具備する者とみなす。 <br> （入居者の選考） <br> 第 9 条 市長は，入居の申込みをした者の数が入居させ るべき市営住宅の戸数を超える場合においては，次の各号のいずれかに該当する者について選考を行い，入居予定者を決定 <br> する。 <br> （1）から（6）まで（略） <br> 2 市長は，前項各号に規定する者について住宅に困窮 する実情を調査し，住宅に困窮する度合いの高い者を選考し，抽選により入居予定者を決定するものとする。 |

